

グリーン経営認証取得促進助成事業について

会員がグリーン経営認証制度（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団による）において、認証・登録又は更新に要した費用の助成を行います。

助成を希望する場合は、**取得前に交付申請、取得後に実績報告（助成金交付請求）**を行う必要があります。

※ 4～7月中の取得・更新につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	・新規取得：令和2年4月1日から令和3年2月26日の間に認証を新たに取得した会員事業者 ・更新取得：令和2年4月1日から令和3年2月26日の間に認証を更新した会員事業者
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	新規取得：7万円、認証更新：5万円 * 費用の合計が各助成額に満たない場合はその金額を上限とします。
申請方法	①交付申請（R2. 7. 1～R2. 12. 18） 認証取得前（更新前）に交付申請書を提出して下さい。 ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、新規（更新）審査申請を行って下さい。 ③実績報告（～R3. 2. 26） 認証新規（更新）取得後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 * 必要添付書類：①グリーン経営認証登録証の写し ②認証・登録にかかる請求明細書（写し）及び領収書（写し）
注意点	①各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。 ②認証更新時において、その更新時期が3月以降であり、必要な書類を実績報告期日（2月26日）までに準備できない場合は、交付申請時にその旨を申告した者に限り、実績報告期日を3月19日まで遅らせることを認めます。

令和2年度グリーン経営認証制度促進助成事業実施要領

令和2年3月19日

公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 助成制度の対象

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証するグリーン経営認証制度において、新たに認証を取得・登録又は更新した会員事業者で会費の滞納がない事業者

2. 予算

400千円

3. 助成交付額

助成額は、認証・登録の取得及び更新に要した費用のうち新規取得時は70,000円、更新時は50,000円を上限とする。

4. 助成上限

同一会員事業者に対する助成金の交付は、年度あたり1回を限度とする。

5. 実施期間

令和2年4月1日～令和3年2月26日

＊交付申請については12月18日までを、実績報告については2月26日までを期限とする。

＊上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

7. 交付要綱

グリーン経営認証制度取得促進助成金交付要綱を別に定める。

グリーン経営認証制度促進助成事業助成金交付要綱

平成20年3月24日制定

平成30年3月19日一部改正

公益社団法人 長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、環境対策推進を目的にグリーン経営を推進する認証制度において認証・登録を取得又は更新する会員事業者に対して助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
グリーン経営を推進する認証制度とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証するグリーン経営認証制度をいう。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、グリーン経営の認証・登録の取得及び更新に要した費用のうち新規取得時は70,000円、更新時は50,000円を上限とする。

(交付申請)

第4条 会員事業者は、対象機器の基準に応じて様式1によるグリーン経営認証取得促進助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 県ト協は、前条様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式1グリーン経営認証取得促進助成金交付決定書により会員事業所へ通知する。

2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第6条 第4条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

(実績報告)

第7条 会員事業者が、グリーン経営の認証・登録又は更新を完了したときは、別に定める期日までに様式2グリーン経営認証取得促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

第8条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

第9条 第7条により請求を受けた場合は、会員事業所に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第10条 交付決定後、申請内容の変更もしくは取下げる場合は、共通様式4の取下届書を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(導入効果等の報告等)

第12条 助成金の交付を受ける会員事業者は、別に定める調査票に基づき、制度導入の効果等を県ト協に報告しなければならない。

- 2 助成金の交付を受ける事業者は、県ト協の求めがあった場合、各種調査に可能な限り協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（令和2年3月19日）

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

令和 2 年度グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿



助成金交付要綱に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金申請予定額： 円

申込者 (申請事業者)	会社名称		
	代表者の 役職・氏名	(印)	
	会社住所	〒 -	
	担当者名		TEL: FAX:

取得予定営業所	営業所名称	取得区分	登録番号 (更新時のみ)	取得予定月
	①	新規 ・ 更新	T	年 月
	②	新規 ・ 更新	T	年 月
	③	新規 ・ 更新	T	年 月
	④	新規 ・ 更新	T	年 月
	⑤	新規 ・ 更新	T	年 月

更新時の申告内容の (有 ・ 無) ※「有」の場合は以下を記入して下さい。

更新登録日が令和 3 年 3 月 日の為、実績報告書を令和 3 年 3 月 日までに提出することを誓約します。

※添付書類：申請内訳書 (上表で足りない場合)

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

交付決定 (令和 年 月 日付)

※取得後は速やかに実績報告書を提出すること。

※助成額、新規取得時は 7 万円、認証更新時は 5 万円とし、費用の合計が各助成額に満たない場合はその金額を上限とします。

公益社団法人 長崎県トラック協会 (担当：)

R 2 グ認第 号

受付印

令和2年度グリーン経営認証取得促進助成金実績報告書（助成金請求書）

公益社団法人 長崎県トラック協会 殿

捨印

交付要綱及び実施要領に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金請求額： 円（申請承認番号：R2グ認第 号）

会社名称			
代表者の役職・氏名	印		
会社住所	〒	—	TEL: FAX:
助成金振込先 ※ 下記に☑してください ☐ 事前登録口座への振込を希望します ☐ 以下の口座への振込を希望します 銀行・ 信金・信組 銀行名： _____ 支店（普通・当座） 口座番号： _____ フリガナ 口座名義： _____			

	営業所名称	取得区分	登録番号	有効期限
取得営業所	①	新規 ・ 更新	T	年 月 日
	②	新規 ・ 更新	T	年 月 日
	③	新規 ・ 更新	T	年 月 日
	④	新規 ・ 更新	T	年 月 日
	⑤	新規 ・ 更新	T	年 月 日

※添付書類：①グリーン経営認証登録証の写し ②認証・登録にかかる請求明細書（写し）及び領収書（写し）

（以下、協会受付印がある場合のみ有効）

申請者 殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日：令和 年 月 日 ※助成額： 0,000円）

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会

受付印

決裁	常勤理事	事務局	担当